

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会外1名

### 原告準備書面(19)

平成29年6月日

大阪地方裁判所第22民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋 典明

同 上 出 恭子

同 和 田 香

#### 1 甲第67、68号証について

原告は、本日甲67、68号証を提出した。

甲67号証は、平成29年3月24日に開催された衆議院厚生労働委員会において、本件を含む近畿リハビリテーション学院の2件の自殺事件が取り上げられ、理学療法士の養成のあり方が議論された委員会議事録である。

甲68号証は、原告が情報公開請求手続により、近畿厚生局及び大阪府から開示を受けた資料に基づく、専門家の税理士による被告高寿会及び近畿リハビリテーション学院の収益分析結果である。

上記両書証は、本件の争点の要件事実に直接関係するものではないが、本件事案が発生した背景事情を明らかにするものなので、以下に各書証の

内容について述べる。

## 2 厚生労働委員会議事録（甲 6 7 号証）

同委員会では、近畿リハビリテーション学院において、平成 20 年と 25 年に、2 件の実習生の自殺事件が起きたことを取り上げ、「見よう見まねの非科学的指導や、現代に合わない徒弟的な対応が大変多い」ののではないかと質問がされ、平成 20 年の自殺事件の後に、関係諸団体において実習のあり方を見直す機運が起こり、厚生労働省としても、教育内容の改正に向けて、平成 29 年 1 月に理学療法士の実習状況につき調査を開始した旨、政府から回答がなされている。

また厚生労働大臣からは、理学療法士法、作業療法士法が 52 年間も修正すらされておらず、理学療法士の養成施設の教育内容を見直し、健全な形で養成が行われるよう調査を実施していき、臨床実習のあり方についても、色々なトラブルや事故があることも踏まえて議論していきたい旨の表明がなされた。

平成 20 年の 1 件目の自殺事件以後、理学療法士の養成に関する関係諸団体で実習のあり方を見直す動きが始まっているが、厚生労働省も平成 25 年の 2 件目の自殺事件（本件事案）を深刻に受け止め、平成 29 年になって、理学療法士の専門学校及び実習における学生の養成のあり方について、ようやく問題意識をもって調査検討を開始するに至ったといえる。

## 3 税理士意見書（甲 6 8 号証）

（1）甲 6 8 号証の鳥居税理士意見書によれば、平成 25 年度から 27 年度

の3年間の高寿会の損益計算書と平成21年度～27年度の7年間の損益推移表から、以下の事実が認められるとしている（意見書3頁）。

- ① 平成25年度から27年度の税引前利益については、高寿会の中で、学院が他部門の赤字をカバーし、法人としての高寿会全体の利益を稼ぎ出している。
- ② 平成21年度から27年度の学院の事業利益は、亡輝民の在学期間である平成22年度から25年度の4年間は、いずれも1億円を超えており、その前後の3年間より数千万円高い水準となっており、利益率でも明らかに高い。
- ③ 亡輝民の在学期間4年間は、学院の事業収入にしめる教職員人件費比率が35%前後の低い割合で推移し、他の年度と比較して底ばい状態である。
- ④ 高寿会の収益構造は、他部門（医療・介護等）の収益の悪化を稼ぎ頭である学院の利益で補充しており、また学院の利益を上昇させるために、学院の人件費を削減していることが資料から判明する。

このため、学生に日々接し、その悩みを共有出来る教職員が処遇面で追い詰められ、学生に寄り添う余裕がないほどまでにモチベーションが劣化させられていた点に、今回の亡輝民の事件の背景があると意見書では判断している。

(2) また、近畿リハビリテーション学院と規模が類似する他の3校の専門学校の収益構造を比較すると、以下の事実が認められるとしている

(意見書 5 頁)。

- ① 近畿リハビリテーション学院は、他の専門学校と比較して当期利益率が高い。
- ② この高い利益率の源泉は、学院の教職員の人件費比率の低さに起因する。他の専門学校における人件費比率は、いずれも 50%前後であるが、学院はそれより 10～15%低い。
- ③ 学院固有の経費の勘定項目があり、5～10%分の経費分を学院が法人内で余分に負担している可能性があり、それを考慮すると、学院の利益率はより一層拡大する。

(3) 以上の高寿会及び学院の収益構造の分析から、意見書は、高寿会の収益構造として、学院の収益に法人全体が依存しており、学院の収益率を上げるために教職員の人件費抑制政策がとられ、とりわけ亡輝民が在籍した平成 22 年度から 25 年度の 4 年間に過酷な人件費抑制政策が取られており、教職員が疲弊し、そのしわ寄せを学生が受けたと推測されるとしている。

以上のような教職員の人件費抑制政策に加えて、学院においては、平成 22 年から 25 年度において、近畿厚生局の指導に反して恒常的に定員を超えた学生を受け入れており(甲 64, 65 号証)、さらに平成 25 年度においては学院では専任教員が 1 名不足している(甲 66 号証)。

こうした実情からすると、教職員の疲弊状態は深刻であり、亡輝民の在籍当時の学院は、学生に対する十分な指導や相談に乗れる体制がなか

ったことが裏付けられるのである。

以上